申入書「炉規法改悪を勝手に決めるな」

原子力規制委員会　　委員長山中伸介様、
委員田中知様、委員杉山智之様、委員伴信彦、委員石渡明様
原子力規制庁　　長官片山啓様、次長金子修一様、
総務課長黒川陽一郎様、原子力規制企画課長金城慎司様
職員の皆様

私たちは、２月８日の定例会議議題１での石渡明委員の「反対」意見を支持します。

石渡委員は概略次の発言をしました。

原子力規制委員会の科学的技術的判断で人の健康と環境を守ることが原子力規制委員会の使命と思っております。

１　科学的新知見無しだから炉規法を変える必要なし

新知見無しで審査期間を運転期間から落とすのは安全側になっていない。

科学的技術的な何らかの新知見があって変えるのではない理解をしています。それから今回の炉規法の改正案というのは特にその運転期間というものを法律から落とすということであり、安全側への改変とは言えない。

２　炉規法の 40 年 60 年という枠組みを変えないのだから炉規法を変える必要なし

この資料の中にも経産省の改変案の何というか概要が 74 ページにあのポンチ絵のような形で表のような形で示されているけれども、基本的にこの炉規法の 40 年 60 年という枠組みは維持するということがここに書かれている。枠組みというのは基本的には変わらないというのが私の理解でありまして、ですから我々が自ら進んで炉規法を改変する必要というのはない。

３　審査が延びるとより高経年化した炉を動かすことになるから炉規法を変えることに反対

もう一つ、その私自身はそのこの委員会の中でその地震津波等自然ハザード関係の審査を担当させていただいている訳が、いくつかの発電所がまだ審査中でかなり審査が伸びている。いたずらに伸ばしているわけではなくて 鋭意審査を進めていますが残念ながら今のところ結構時間がかかっている。そうすると時間をかければかけるほどその分だけその運転期間が伸びるような案がどうも提案されているようである。審査をしてその期間が延びるとこれはより高経年化した炉を将来動かすことになる、二律背反のようなことになってしまっているしまうと私は考える。
ということでですね私はこの案には反対いたします。

他の委員及び原子力規制庁の皆さんが、この発言を尊重し、本日（２月１３日）の臨時会議「議題　高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第９回）　決定　了承」で**安全規制の変更と炉規法改悪を決めないことを強く求めます**。その理由を要約すると次です。

（理由１）炉規法で科学的に定められた＜４０年＋（例外的に）２０年＞を**変える理由は無い**

（理由２）２０２０年７月２９日に確認した**「経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会の結果を踏まえた原子力規制委員会の見解」には間違いが多く**かつ炉規法に係る重要な見解であるにも拘らず、十分な説明をせずパブリックコメントなどで**国民の意見を確認していない**。

（理由３）昨年１０月からの規制委定例会議の前に、原子力規制庁と資源エネルギー庁との６回以上の秘密会合が行われており、原子力規制庁が規制委設置法に違反していたばかりか、そのことを昨年１２月下旬まで隠していた。まさに**原子力規制委員会・原子力規制庁が「規制の虜」**と化していた。

（理由４）８日の定例会議で明らかになったように２千件近くの**パブリックコメント意見の多くが本案に反対**である。

(理由 ５) 高浜 ４ 号の緊急停止など老朽原発のトラブルが絶えない。**老朽原発の稼働は超危険**。

以上

再稼働阻止全国ネットワーク
メール info@saikadososhinet.sakura.ne.jp TEL 070-6650-5549
原子力規制委員会毎水曜昼休み抗議行動
メール kimuclamasav@gmail.com、TEL 080―5062―4196